

目 次

第Ⅶ部 特定技術分野の審査基準

第1章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明

1. 明細書及び特許請求の範囲の記載要件	1
1.1 特許請求の範囲の記載要件	1
1.1.1 ソフトウェア関連発明のカテゴリー	1
1.1.2 留意事項	2
1.1.3 発明が明確でない例	2
1.2 発明の詳細な説明の記載要件	4
1.2.1 実施可能要件	4
1.2.1.1 実施可能要件違反の例	5
1.2.1.2 留意事項	5
1.2.2 委任省令要件	5
2. 特許要件	6
2.1 対象となる発明	6
2.2 「発明」であること	6
2.2.1 基本的な考え方	6
2.2.2 判断の具体的な手順	7
2.2.3 留意事項	8
2.2.4 「構造を有するデータ」及び「データ構造」の取扱い	9
2.3 進歩性	9
2.3.1 基本的な考え方	9
2.3.2 発明が解決しようとする課題	10
2.3.3 当業者	10
2.3.4 当業者の通常の創作能力の発揮に当たる例	10
2.3.5 発明の効果	12
2.3.6 留意事項	12
3. 事例	13
3.1 記載要件の判断例(「伝送媒体」に関する記載要件の判断例)	15
3.2 「発明」に該当するか否かの判断例	20
3.2.1 ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されて いるもの	20
3.2.2 「発明」であることの判断の参考事例	41
3.3 進歩性の判断例	46

第2章 生物関連発明

1. 遺伝子工学	1
1.1 明細書及び特許請求の範囲の記載要件	1
1.1.1 特許請求の範囲	1
1.1.2 発明の詳細な説明	3
1.1.2.1 実施可能要件	3
1.1.2.2 委任省令要件	7
1.1.2.3 従来技術及び有利な効果について	7

1.1.3 配列表	7
1.2 発明の単一性	8
1.3 特許要件	9
1.3.1 「産業上利用することができる発明」に該当しないもの	9
1.3.2 新規性	9
1.3.3 進歩性	10
1.4 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	11
2. 微生物	11
2.1 明細書及び特許請求の範囲の記載要件	11
2.1.1 微生物の表示	11
2.1.2 特許請求の範囲	11
2.1.3 発明の詳細な説明	12
2.1.3.1 実施可能要件	12
2.1.3.2 委任省令要件	13
2.2 特許要件	13
2.2.1 「産業上利用することができる発明」に該当しないもの	13
2.2.2 進歩性	14
2.3 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	14
3. 植物	15
3.1 明細書及び特許請求の範囲の記載要件	15
3.1.1 植物の表示	15
3.1.2 特許請求の範囲	15
3.1.3 発明の詳細な説明	16
3.1.3.1 実施可能要件	16
3.1.4 図面	17
3.2 特許要件	17
3.2.1 「産業上利用することができる発明」に該当しないもの	17
3.2.2 進歩性	17
3.3 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	18
4. 動物	18
4.1 明細書及び特許請求の範囲の記載要件	18
4.1.1 動物の表示	18
4.1.2 特許請求の範囲	18
4.1.3 発明の詳細な説明	18
4.1.3.1 実施可能要件	18
4.1.4 図面	20
4.2 特許要件	20
4.2.1 「産業上利用することができる発明」に該当しないもの	20
4.2.2 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明	20
4.2.3 進歩性	20
4.3 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	20
5. 寄託	20
5.1 微生物の寄託及び分譲	20
5.2 植物の寄託及び分譲	23
5.3 動物の寄託及び分譲	23
6. 遺伝子関連発明事例集	24

6.1 単一性について	24
6.2 実施可能要件が満たされない場合	24
6.3 進歩性がない場合	27
6.4 進歩性がなく、かつ、実施可能要件が満たされない場合	28
6.5 進歩性があり、かつ、実施可能要件が満たされる場合	30
7. タンパク質立体構造関連発明事例集	33
7.1 発明について	33
7.2 新規性について	35
7.3 実施可能要件及び明確性について	38
8. 微生物等の寄託の要否に関する事例集	41
8.1 細菌に関する発明	42
8.2 抗体に関する発明	45
8.3 細胞に関する発明	48
8.4 動物に関する発明	50
[付録1]分類学的性質の記載要領	
[付録2]国際寄託当局一覧・国際寄託当局が寄託を認めている微生物の種類一覧(削除)	
[付録3]塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン	

第3章 医薬発明

1. 明細書及び特許請求の範囲の記載要件	1
1.1 特許請求の範囲	1
1.1.1 特許法第36条第6項第1号	1
1.1.2 特許法第36条第6項第2号	1
1.2 発明の詳細な説明	2
1.2.1 実施可能要件	2
2. 特許要件	3
2.1 産業上利用することができる発明	3
2.2 新規性	3
2.2.1 医薬発明に関する新規性の判断の基本的な考え方	3
2.2.2 新規性の判断の手法	3
2.3 進歩性	6
2.3.1 医薬発明に関する進歩性について	6
2.3.2 医薬発明に関する進歩性の判断の具体的な運用例	6
2.4 特許法第29条の2	7
2.4.1 医薬発明に関する特許法第29条の2の適用について	7
2.4.2 医薬発明に関する特許法第29条の2の判断の具体的な運用例	7
2.5 特許法第39条	7
2.5.1 医薬発明に関する特許法第39条の適用について	7
2.5.2 医薬発明に関する特許法第39条の判断の具体的な運用例	7
3. 事例 8	
3.1 特定の疾病への適用という医薬用途に特徴を有する医薬	9
3.2 特定の用法又は用量で特定の疾病に適用するという医薬用途に特徴を有する医薬	12
3.3 特定の属性を有する物の組合せに特徴を有する医薬	15

